



第2期

和束町
子ども・子育て
支援事業計画

概要版

令和2年3月
和束町



計画策定の趣旨

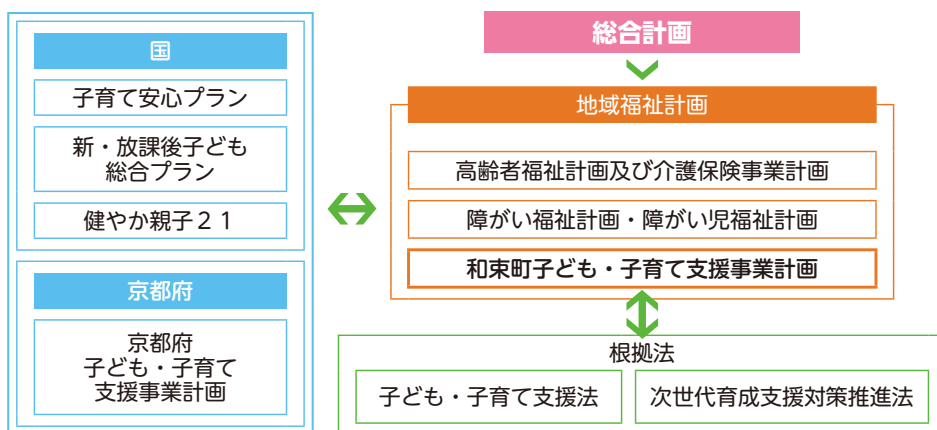
計画策定の背景と目的

和束町における子どもや子育てを取り巻く環境をふまえ、令和2年度からを計画期間とする「第2期和束町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は平成27年に策定した「和束町子ども・子育て支援事業計画」の後継の計画であり、和束町において子ども・子育てに対する切れ目のない支援を行い、子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育てることのできる社会を実現するための計画です。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法に基づき策定するものです。また、上位計画である「和束町総合計画」やその他関連計画との整合性や、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図ります。



計画の対象

本計画は、和束町に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度～
本計画						
次期計画					●見直し 及び策定	➔



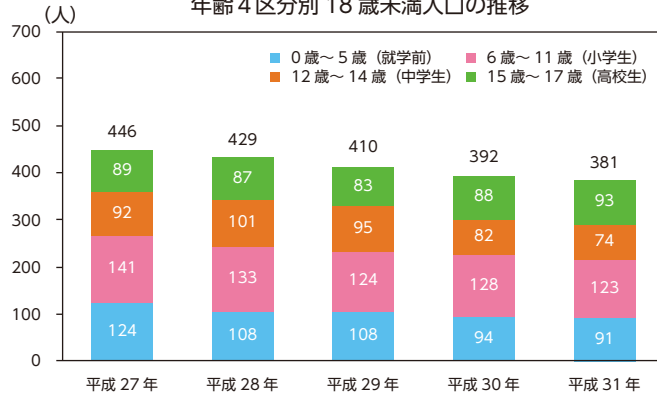
和束町子ども・子育てを取り巻く現状

18歳未満人口

和束町の18歳未満人口は減少傾向で推移しており、平成31年では381人となっています。



年齢4区分別18歳未満人口の推移

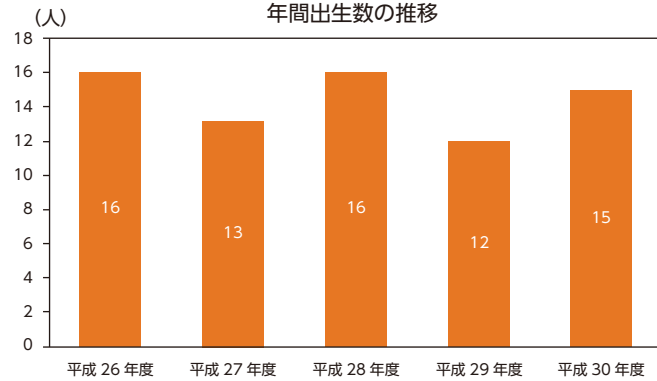


出生数

和束町の年間出生数は、増減を繰り返して、平均14人程度で推移しています。



年間出生数の推移

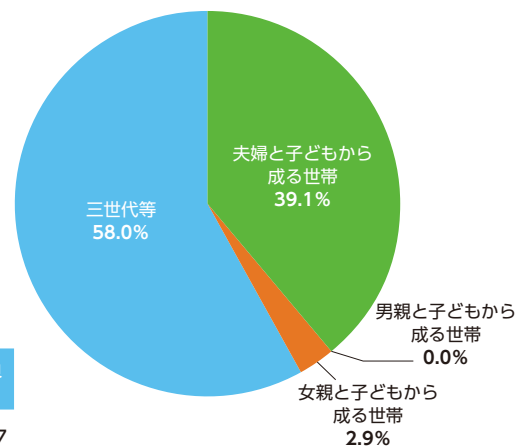


6歳未満の子どもがいる世帯

和束町での世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる世帯は69世帯となっています。

また、6歳未満の子どものいる世帯のうち、42.0%が核家族となっており、三世代等世帯が58.0%となっています。

6歳未満のいる世帯類型



一般世帯と6歳未満のいる世帯の世帯数等

	世帯数(世帯)	世帯人員(人)	6歳未満人員(人)
一般世帯	1,444	3,906	97
6歳未満のいる世帯	69	360	97



計画の基本的な考え方



あたたかいふれあいの中で、
子ども一人ひとりが元気に
たくましく育つまち



事業体系

1 子ども・子育て支援の推進

- ① 子育て相談、情報提供の充実
- ② 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施
- ③ 食育の推進
- ④ 小児医療体制の実施

2 親と子が共に学び育つ環境づくり

- ① 教育・体験による総合的な学びの推進
- ② 家庭と地域の教育力向上

3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動
- ② 子どもを事件や災害の被害から守るための活動
- ③ 子どもたちの健全な遊び・学びを支援する環境づくり

4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 障がいのある児童や外国につながる児童等、配慮を要する子どもへの支援の実施
- ③ ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援の実施

事業内容

これまで、和束町では子ども・子育て世帯への支援として、相談支援・情報提供、医療の充実・定期的な健診の実施、居場所の整備・交流の促進、日頃の見守り、食育の推進等、様々な、そして幅広い支援を実施してきました。

今後も引き続き、支援の実施・充実に努め、和束町における子育てを支援していきます。

また、妊娠・出産・子育ては連続性を持つため、切れ目のない支援を行うことは重要です。

そこで、和束町では、様々な実施されている子どもと子育て世帯に対する支援を、切れ目なく子どもと子育て世帯に届けられるよう、子育て世代包括支援センターを開設し、今後もより一層、子どもと子育て世帯に対する支援の充実に取り組んでいきます。

子どもの頃の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため大変重要です。

和束町ではこれまで、保育園における英語教育の実施、小・中学校における体験学習の実施や外部講師・ALT等による授業の実施等、幅広い教育の実施に取り組んできました。また、中学校ではIT授業を取り入れるなど、教育の充実に推進しています。

さらに、保育園と小学校の連携により、小学校へ上がる際への支援もおこなっており、保育園、小・中学校と連続性のある、しっかりとした教育の実施に取り組んでいます。

また、家庭と地域における教育力の向上にも取り組み、まち全体での子どもへの教育の推進に努めてきました。

今後も、子どもたちが心身ともに豊かに育ち、社会の中で主体的に生き抜くための力を身につけられるよう、総合的な学びを推進していきます。



近年、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、様々な報道がなされています。インターネットやSNSを利用した事件も増えており、多様な被害から子どもを守るための方策、対応はとても重要です。

また、子どもたちが健全に遊び、学ぶための環境を整えることは、子どもたちの育ちや学びに大きな影響を与えるため、環境づくりへの支援も重要となります。

今後も、子どもが安全安心に、そして健全にのびのびと育つことのできる環境づくりを進めます。

近年、子育て世帯を取り巻く環境は多様化しており、またそれぞれの家庭環境も様々です。

そういった多様な家庭に対する、障がい等のある子どもや外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもに対する支援や、ひとり親家庭への支援は、これまでに引き続き実施していきます。

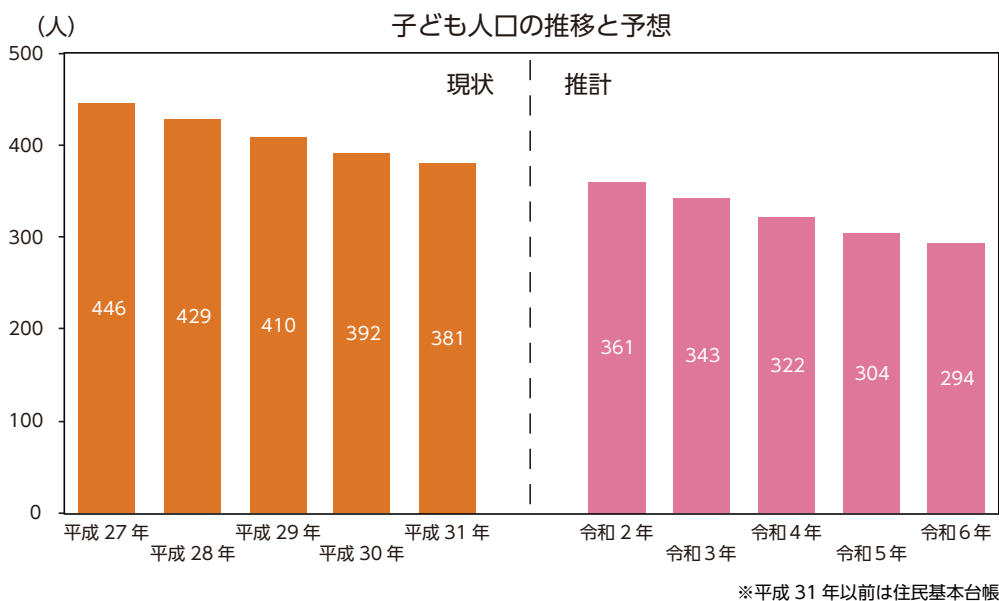
また、近年問題視されている児童虐待については、相談窓口の充実や訪問活動等の実施によって未然に防ぐことを第一として、早期発見・早期対応を行うのはもちろん、実際に起こってしまった際の早急な対応やアフターケア等、関連機関と連携した取り組みを行っていきます。



量の見込みと確保方策

将来の子ども人口

住民基本台帳による和束町の0～17歳の児童数は、減少傾向で推移し、平成31年の381人から令和6年には294人まで減少するものと想定されます。



年 齢	現状					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未就学児 (0～5歳)	124	108	108	94	91	90	86	81	77	75
小学生 (6～11歳)	141	133	124	128	123	119	123	111	104	90
中学生 (12～15歳)	92	101	95	82	74	64	58	60	63	75
高校生 (15～17歳)	89	87	83	88	93	88	76	70	60	54
子ども人口	446	429	410	392	381	361	343	322	304	294

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

和束町では現行体制での事業実施が最適と考え、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育については、現在の実績をふまえ、3～5歳児については全数が和束保育園を利用すると見込みます。また、アンケート等において保育ニーズの低年齢化がみられるため、0～2歳児については現在の需要から今後増加することを見込みます。

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3～5歳)	0	0	0	0	0
2号認定(3～5歳)	51	44	44	42	44
3号認定(1～2歳)	20	23	20	20	18
3号認定(0歳)	3	3	3	3	3

提供体制、確保方策の考え方

今後も引き続き、利用者のニーズを反映できるよう和束保育園における体制の整備を進めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、現在の実績やアンケート等をふまえ、量を見込みます。

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業(か所)	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業(人回/月)	27	29	26	24	22
地域子育て支援拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査(人/年)	12	12	11	10	9
妊婦健康診査(回/年)	142	142	130	118	106
乳児家庭全戸訪問事業(人/年)	12	12	11	10	9
養育支援訪問事業(世帯/年)	3	3	3	2	2
養育支援訪問事業(件/年)	10	9	9	8	8
子育て短期支援事業	利用希望に応じ柔軟に対応できるよう、 現行体制での実施を継続				
一時預かり事業(人回/年)	34	33	31	30	30
延長保育事業(人回/年)	8	8	8	8	9
病児保育事業	利用希望に応じ柔軟に対応できるよう、 広域連携の枠組みを検討				
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	必要に応じて組織化の是非を検討				
放課後児童健全育成事業(人)	39	36	34	31	31

提供体制、確保方策の考え方

家庭で子育てをする保護者も利用できる、様々な地域子ども・子育て支援事業について、適正な事業実施に努め、すべての子育て家庭に対する支援を行います。

第2期和束町子ども・子育て支援事業計画

概要版

編集：和束町 福祉課

和束町役場

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2

TEL：0774-78-3006 FAX：0774-78-2799